

## 令和6年度山形県山岳観光プロモーション・調査分析業務委託 基本仕様書

### 1 業務名

令和6年度山形県山岳観光プロモーション・調査分析業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の目的

県内外の人々を惹きつける本県の魅力的かつ豊富な山岳資源を活用し、幅広い方々に訴求する観光を推進するために、令和5年度に制作された「みんなでみつける！やまがた山楽ガイド」デジタルパンフレット（以下、「山楽ガイド」という。）の周知も含めてプロモーションを実施することにより、歴史・文化、食、温泉といった様々な魅力と合わせて、「山」を楽しむ方の裾野を広げながら本県への誘客拡大を図る。

併せて、本県の山岳観光に係る状況を調査し、データ分析することにより、次年度以降のプロモーション内容やターゲット設定、効果的な情報発信手法の検討に繋げる。

#### 【参考：「山楽ガイド」における主なターゲット層】

いわゆる登山上級者以外の方々（例：小学校低学年辺りまでの子ども連れの家族、友人同士、健康志向の方、等）であって、単なる登山だと足踏みしてしまうが、アクティビティ等との組合せであれば山にも向かいやすいと感じる、あるいは低山であれば歩いてみても良いと潜在的に考えている層。

### 4 業務内容

次に掲げる業務について、受注者の責任のもと適切に実施すること。

#### (1) プロモーションの実施

旅行手配や情報収集を行う際に利用されている旅行会社の予約サイト（オンライントラベルエージェント（以下、「OTA」という。）を含む。）を活用したプロモーションを実施することにより、旅行を検討している層に対して本県の山岳観光コンテンツの情報発信を行う。

#### ①特設ページの制作

- ・旅行会社が運営するウェブサイト内への特設ページ掲載を企画し、制作すること。なお、その際には、登山・トレッキングといった比較的山に慣れ親しんだ方向けのコンテンツだけではなく、アウトドアのような形等で登山上級者以外が気軽に楽しめるコンテンツも含めて取り扱うこと。
- ・特設ページの掲載期間は2か月以上とし、具体的な掲載時期については発注者と協議の上決定すること。
- ・旅行会社が運営する旅行ウェブサイトのトップページ等において、特設ページへの誘導を図る工夫を講じること。

- ・山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」における山楽ガイド掲載ページへの誘導を図り、山楽ガイドの閲覧数を増やすための工夫を講じること。  
(参考) 掲載ページ：<https://yamagatakanko.com/pamphlet/>
- ・その他具体的な掲載内容は、発注者と協議の上決定すること。

## (2) 定性的調査の実施

本県に来訪したことがある方を対象に、旅行先を知る手段・旅行目的・満足度・改善点等といった、データだけでは把握できない山岳観光の実態を把握することを目的として、定性的な調査を実施すること。

- ・インターネットを活用して定性的な調査を実施すること。
- ・サンプルの抽出方法や設問内容例について提案すること。
- ・サンプルの数及び設問の数について提案すること。

## (3) 観光消費額・評価情報等の活用実証

観光消費額や地域内の観光資源に関する評価情報データを収集し、データに基づいた分析を行うこと。分析においては、データを可視化した上で、オンライン上で閲覧できるサービスを提供すること。

- ・本県の宿泊実績や体験実績、飲食店や土産物店での消費実績といった観光消費額や、地域内の観光資源の評価情報のデータを収集・分析すること。また、それらのデータを可視化するとともに、オンライン上で当該データを閲覧できるサービスを提供し、発注者が左記サービスを利用できる環境を整えること。
- ・上記業務の内容については、以下の要件を満たすこと。

### データの概要

#### <観光消費額等データ>

- ・旅行者に関するデータとすること。
- ・収集するデータは、地域内の観光消費額データ及び観光資源の評価データ、宿泊状況データ等に関する日別単位のデータとすること。

#### <可視化>

- ・集計値や表、グラフ等により、利用者（発注者）が直感的に理解し活用できるようにデータを可視化すること。

#### <留意点>

- ・契約締結後、令和7年1月頃を目途にデータ閲覧サービスを提供できるよう、業務フローやスケジュール表を作成する等、発注者と協議しながら適切に業務を進めること。

## (4) 次年度以降に向けた提案

上記(1)～(3)の取組みを踏まえ、次年度以降のプロモーション内容やターゲット設定に関する提案を行うこと。なお、山岳観光に親しみのある層だけでなく、幅広い層からターゲットを絞り込み、効果的な情報発信の方法を検討・提案すること。

## 5 成果品

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了に係る次の書類等を提出すること。

- (1) 業務完了報告書：2部
- (2) 業務実施状況に関する報告書：2部

## 6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費及び諸手続きは受注者において負担すること。
- (3) 受注者は、本事業の実施に当たって関係法令を遵守し、本業務による成果品に関する著作権、二次利用、モデルリリース、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (4) 本業務の実施においてキャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、本業務契約期間の終了後（令和7年4月1日以降）に経費が発生する場合、発注者は当該経費を負担しないものであること。
- (5) 発注者が保有するイラスト、写真データについては必要に応じ受注者へ提供する。
- (6) 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作権を成果品の引き渡し時に発注者に無償譲渡すること。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 受注者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。
- (10) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (11) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (12) 受注者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (13) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (14) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (15) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。

(16) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

## 7 その他

- (1) 発注者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 見積書や請求書については、「プロモーションの実施」、「定性的調査の実施」等、項目ごとに別立てで計上し、積算すること。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。